

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

大阪管区気象台から発表される気象予警報などの情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《担当部・機関》

各部、関係機関

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

ア 注意報

気象現象等によって府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表されるもの。

イ 警報

気象現象等によって府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を喚起するために発表されるもの。

(2) 気象予警報等の発表基準

大阪管区気象台から一般及び水防活動の利用に供するために府下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及びその基準は次のとおりである。

ア 注意報

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、 総雨量が50mm以上になると予想される場合 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が70mm以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 である。 視程が陸上（気象台において）で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10以上、又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合 である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が - 2 ~ + 2 になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
一般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	霜注意報 4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4以下になると予想される場合
		低温注意報 低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5以下になると予想される場合
	地面現象注意報	地面現象注意報 *1 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上1.5m以上になると予想される場合
	波浪注意報	波浪注意報 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
	浸水注意報	浸水注意報 *1 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が70mm以上になると予想される場合
水防活動 の 利 用 に 適 合 す る も の *2	水防活動用 気象注意報	大雨注意報 一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報 一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報 一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

イ 警 報

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
		暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
		大雨警報 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が100mm以上になると予想される場合 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 24時間雨量が北大阪で160mm以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で130mm以上になると予想される場合
		大雪警報 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さは平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合
	地面現象警報	地面現象警報 *1 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮警報	高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上2.2m以上になると予想される場合
	波浪警報	波浪警報 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
	浸水警報	浸水警報 *1 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が100mm以上と予想される場合 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 24時間雨量が北大阪で160mm以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で130mm以上になると予想される場合

種 類		発 表 基 準	
水防活動の利用に適合するもの*2	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

- 注) 発表基準欄の数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。
 また、新たな注意報・警報が発表される場合は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
 *1印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
 *2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

(3) 水防警報

水防警報とは、水防法第10条の4に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は知事が発表するものをいい、当該河川について洪水のおそれがある場合は、知事（府池田土木事務所長）から水防管理団体に通報されるもので、町長は直ちに関係部に通報する。

現在、本町の河川は国土交通大臣又は知事が指定する河川には該当しないため、水防警報は発令されない。

(4) 火災警報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合、消防法第22条に基づき、知事に火災気象通報を行う。

町長は、知事からこの通報を受けた場合又は火災警報の発令基準に該当した場合、必要に応じて火災警報を発令する。その発令基準は、次のとおりとする。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）10m/s以上の風が吹くと予想される場合
 （ただし、降雨・降雪が予想される場合は通報しないこともある。）

2 異常現象の発見及び通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町、警察官等に通報する。

- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長に通報する。
- (3) 町長は、異常現象の通報を受けた場合、府及び関係機関に通報するとともに住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

水 害		堤防の亀裂又は欠け、崩れ 堤防からの溢水 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	山鳴り 降雨時の水位の低下 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	地面のひび割れ 沢や井戸水の濁り 斜面からの水の吹きだし など
	がけ崩れ	わき水の濁り がけの亀裂 小石の落下 など
	山地災害	わき水の量の変化（増加又は枯渇） 山の斜面を水が走る など

3 気象予警報等に関する情報の収集

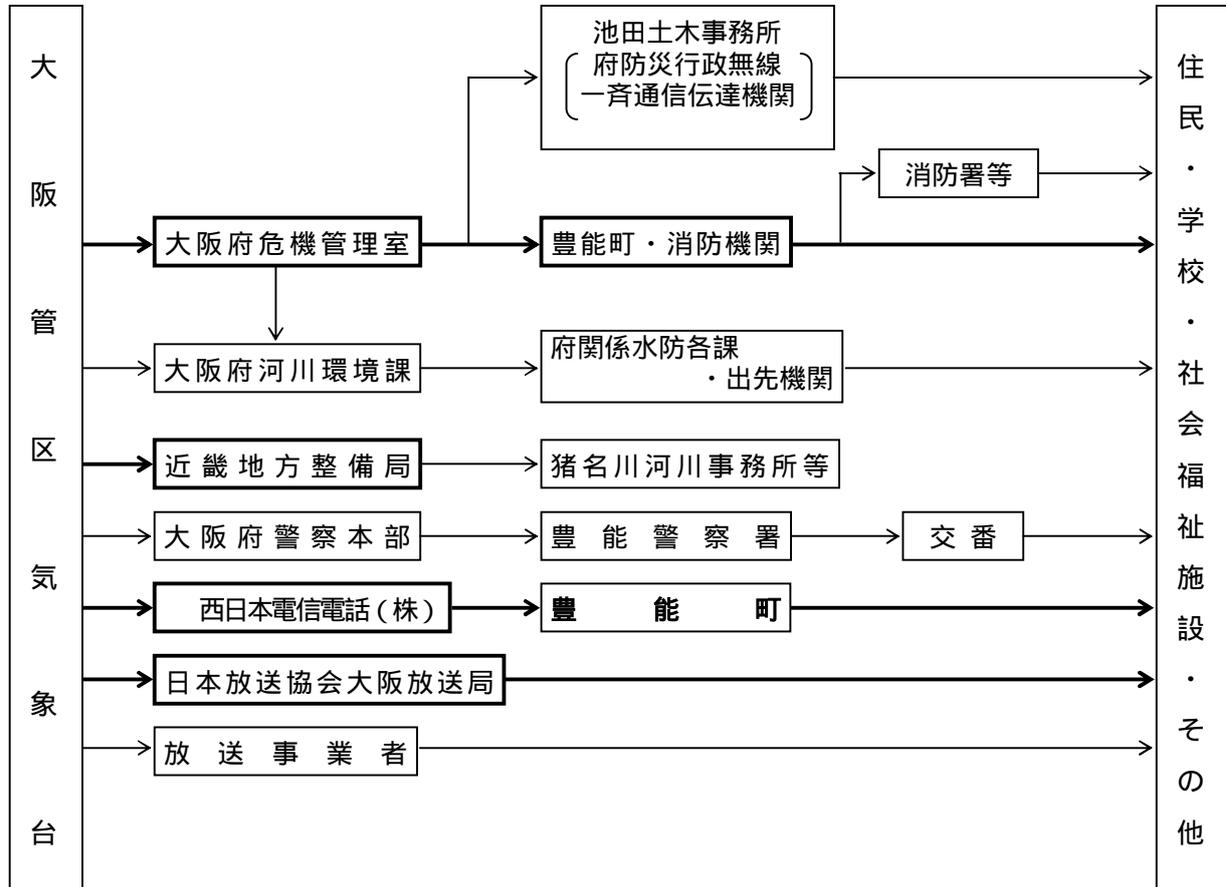
府防災情報システム、河川情報システム、ファクシミリ・電話等、関係機関との連携によって収集する。

第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、各関係機関からの伝達は、次のとおりである。

【気象予警報等の関係機関への伝達系統】



注：太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

： 印は警報のみ

： 放送事業者とは朝日放送(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、関西インターメディア (FM COCOLO) の6社である。

2 庁内の伝達系統

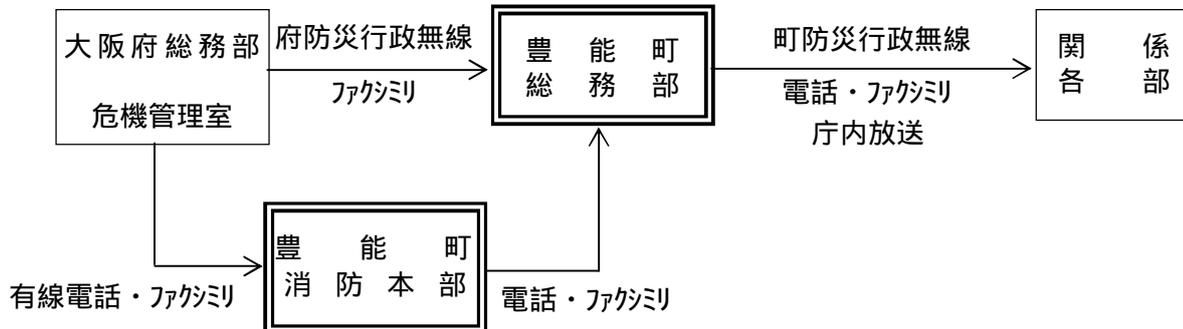
(1) 勤務時間内における連絡方法

警報が発表された場合の各部への連絡は、総務部（災害対策本部及び警戒本部体制下では、総務対策部）が実施する。なお、庁内放送で行う場合は、総務部（災害対策本部及び警戒本部体制下では、総務対策部）が実施する。



(2) 勤務時間外における連絡方法

警報が発表された場合は、消防本部が受理し、総務部に伝達する。
関係各部へは、あらかじめ定めた緊急連絡系統に基づき伝達する。



(3) 伝達情報

- ア 気象警報（暴風、大雨、洪水の警報。ただし警報の解除、切替を含む。）
- イ 火災警報
- ウ 火災情報、突発性事故等
- エ その他重要なもの

3 住民への周知

町地域防災計画に基づき、町防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第2節 組織動員

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとるものとする。

《担当部・機関》

各部、関係機関

第1 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 町域に相当規模以上の災害が発生した場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生した場合
- (2) 町域に相当規模以上の災害の発生が予想され、その対策を要すると認められる場合
- (3) その他町長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 町域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 本部長が、町域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、町に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（警戒本部の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。
- (4) その他町長が必要と認めた場合

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごと開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	助役、教育長、
本部員	議会事務局長、総務部長、生活福祉部長、建設水道部長、消防長、教育次長

イ 各部の事務分掌

部 名	担 当	事 務 分 掌
共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 担当関連の災害記録に関すること。 3 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 4 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
議 会 情 報 部	議 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会の庶務に関すること。 3 その他本部長が必要と認める事項
総 務 対 策 部	総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 職員の配置状況の取りまとめに関すること。 5 職員の給食及び安全衛生管理に関すること。 6 災害視察者、見舞者の接遇及び儀礼に関すること。 7 他の機関の応援職員の厚生に関すること。 8 災害対策要員の確保に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 応援の要請に関すること。 11 被災者の相談業務に関すること。 12 庁内の電話回線の保守管理に関すること。 13 庁舎の被害調査及び応急復旧に関すること。 14 その他本部長が必要と認める事項
	ま ち づ くり 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報に関すること。 2 災害状況の記録に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 通信情報に関すること。 5 応急対策用物資の調達に関すること。 6 その他本部長が必要と認める事項
	自 治 人 権 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び防災計画に関すること。 2 防災活動の指揮に関すること。 3 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 防災体制等の点検に関すること。 5 防災行政無線の運用統制に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 災害資料の作成に関すること。 8 自治会等との連携による防犯活動に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項
	財 務 課 出 納 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査に関すること。 2 車両に関すること。 3 災害対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。

部 名	担 当	事 務 分 掌
		4 資材・物資の購入・調達に関する事 5 食料の購入・調達に関する事 6 災害対策物資及び救援物資の出納並びに配分に関する事 7 激甚災害の指定に関する事 8 被災者及び家屋の被害調査に関する事 9 被災者台帳の整理に関する事 10 リ災証明書の発行に関する事 11 その他本部長が必要と認める事項
生活福祉対策部	住民保険課 吉川支所	1 人的被害の調査に関する事 2 避難勧告に関する事 3 救援物資等の輸送に関する事 4 医療用資材の輸送に関する事 5 その他本部長が必要と認める事項
	子育て健康福祉課	1 日本赤十字社及び民生委員・児童委員協議会等との連絡調整に関する事 2 災害見舞金の支給、災害援護資金等の貸付に関する事 3 救援物資の受付に関する事 4 義援金の受付に関する事 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 臨時保育の開設に関する事 7 保育所の児童の避難、救助及び救護に関する事 8 保健所、医師会及び医療機関との連絡調整に関する事 9 被災者の応急手当に関する事 10 医療用薬品及び医療・衛生材料の調達に関する事 11 被災傷病者の把握及び報告に関する事 12 被災者の健康管理に関する事 13 その他本部長が必要と認める事項
	高齢障害福祉課	1 在宅要援護高齢者、独居老人、障害者等の安否調査及び救助並びに被災状況に関する事 2 ボランティアの受付及び派遣に関する事 3 ボランティアの受け入れについて府との連絡調整に関する事 4 福祉避難所の開設に関する事 5 医療用資材の輸送に関する事 6 障害者や要援護高齢者の送迎に関する事 7 その他本部長が必要と認める事項
建設水道対策部	建設課	1 応急措置及び災害復旧の職員の派遣に関する事 2 被害状況の把握に関する事 3 道路法に基づく交通規制に関する事 4 緊急時における町内建設業者への協力依頼に関する事 5 応急仮設住宅の建設に関する事 6 応急仮設住宅の申込み等に関する事

部 名	担 当	事 務 分 掌
		7 家屋等の応急危険度判定調査に関すること。 8 災害住宅に対する融資に関すること。 9 被災現場での応急措置・復旧に関すること。 10 道路・河川等の被害調査及び応急復旧に関すること。 11 その他本部長が必要と認める事項
	農 林 商 工 課	1 農林業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 商工業関係の被害調査及び復旧に関すること。 3 物価等の消費者情報の把握に関すること。 4 生活関連情報の収集及び整理に関すること。 5 その他本部長が必要と認める事項
	上 下 水 道 課	1 下水道調整池・水路等の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 災害地区や避難所への応急給水に関すること。 3 配水池、ポンプ場、送・配水管等水道施設の調査並びに 応急措置及び復旧に関すること。 4 飲料水の供給に関すること。 5 緊急用耐震貯水槽の利用に関すること。 6 その他本部長が必要と認める事項
	環 境 課	1 災害時におけるゴミの収集処理計画及び実施に関するこ と。 2 ごみ収集業者の協力要請及び指導監督に関すること。 3 ごみ、し尿及び死獣の収集処理に関すること。 4 し尿汲み取り業者の協力要請及び指揮監督に関すること。 5 遺体の安置、処理及び埋（火）葬に関すること。 6 被災地域の防疫活動に関すること。 7 被災地域及び避難所における感染症の予防に関すること。 8 環境保全対策に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項
消 防 本 部	消 防 総 務 課 消 防 署	1 消防団との連絡に関すること。 2 情報の収集及び広報に関すること。 3 火災予防に関すること。 4 火災の調査に関すること。 5 消防防ぎょ計画の策定に関すること。 6 消防水利に関すること。 7 救急救助に関すること。 8 救急医療機関及びその他関係機関との連携に関するこ と。 9 通信保守に関すること。 10 火災出動命令等の伝達に関すること。 11 行方不明者等に関すること。 12 その他本部長が必要と認める事項
教 育 対 策 部	教 育 総 務 課 指 導 課	1 り災園児、児童、生徒の調査及び教育対策に関すること。 2 災害時の園児、児童、生徒の避難誘導に関すること。

部 名	担 当	事 務 分 掌
		3 教育関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の教職員の動員及び応急配備に関すること。 5 休校・休園等の措置に関すること。 6 通学（園）路の点検及び安全確保に関すること。 7 災害時の学校保健衛生に関すること。 8 食品衛生管理に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項
	生涯学習課	1 教育施設の応急使用に関すること。 2 施設管理者との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設に関すること。 4 避難所の管理運営に関すること。 5 被災者への配給に関すること。 6 被災者の受け入れに関すること。 7 避難者の誘導、広報伝達に関すること。 8 避難者の情報収集に関すること。 9 その他本部長が必要と認める事項

（２）災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 協議事項

- （ア）災害予防、災害応急対策に関すること。
- （イ）動員・配備体制に関すること。
- （ウ）災害対策本部の閉鎖に関すること。
- （エ）各対策部間の調整事項に関すること。
- （オ）住民への避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
- （カ）国、府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （キ）自衛隊災害派遣要請に関すること。
- （ク）他の市町村への応援要請に関すること。
- （ケ）災害救助法の適用要請に関すること。
- （コ）激甚災害の指定の要請に関すること。
- （サ）災害復旧に関すること。
- （シ）現地災害対策本部に関すること
- （ス）その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

イ 事務局

事務局は総務対策部自治人権課が行う。

ウ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとと

もに、総務対策部自治人權課は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合はその旨を、また、本会議の決定事項のうち必要と認める事項を直ちに知事および関係機関に通知するものとする。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場2階大会議室に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長は消防署東出張所2階会議室に設置することができる。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「豊能町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、助役、教育長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び所属長の代行は、各部においてあらかじめ指名した職員が行う。

8 対策の実施

各対策部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合
- イ 災害対策本部が設置され、西部地区に中・大規模な災害が発生した場合
- ウ その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部で対応することが適当と認められた場合
- イ 町長が、町域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- ウ 調査の結果、町に大きな被害がないと町長が認めた場合

第2 警戒本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、助役を本部長とする警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって警戒活動及び応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 降雨量・水位等の観測状況からみて災害発生のおそれがある場合
- (2) 局地的に軽微な災害が発生した場合
- (3) 町域に小規模の被害が発生し、災害の規模その他の状況にてらし、災害対策本部を設置するには至らないが、警戒本部を設置することが必要であると認められた場合
- (4) その他町長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 町域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 本部長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと本部長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒本部の組織

ア 警戒本部の組織体制は、助役を本部長として各対策部、所属で構成する。なお、対策部、所属は、動員配備指令（警戒配備、A号配備）に応じて構成する。

イ 助役は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

ウ 警戒本部会議の構成

警戒本部会議の組織体制は次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	助役
副本部長	総務部長
本部員	議会事務局長、生活福祉部長、建設水道部長、消防長、教育次長

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

(3) 警戒本部会議

助役、関係各部の部長で構成する警戒本部会議を必要に応じて開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

ア 協議事項

(ア) 災害応急対策に関すること。

- (イ) 各対策部間の調整事項に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (オ) 警戒本部の廃止に関すること。

イ 会議の招集

本部長が必要に応じて招集する。

4 設置及び廃止の通知

本部長は、警戒本部を設置した場合又は廃止した場合は、各対策部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第3 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとる。

1 体制をとる基準

災害発生のおそれがある気象予警報等を入手し、総務部長が災害に備えて気象情報等の収集を実施する必要があると認めた場合

2 体制を解消する基準

- (1) 町域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害対策本部又は警戒本部が設置された場合

3 構成

総務部、建設水道部、消防本部の職員6人程度とする。

4 所掌業務

気象情報の収集・伝達を行う。

第4 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 動員基準

職員の動員配備の基準は次のとおりである。

配備区分		配備時期	配備内容	配備人員
情報収集体制		災害発生のおそれがある気象予警報が発令される等通信情報収集活動の必要がある場合	気象情報等の収集を実施する体制	6人程度
災害警戒本部	警戒配備	1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な場合 2 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	災害の発生を防ぎよするため通信活動、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を実施する体制	25人程度
	A号配備	1 小～中規模の災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 2 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	43人程度
災害対策本部	B号配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 2 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	相当規模の災害応急対策を実施する体制	100人程度
	C号配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	町の総力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

2 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出すものとする。

3 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

ア 各対策部への連絡は、総務対策部自治人權課が庁内放送によって行う。

イ 庁内放送による伝達が不可能な場合は、総務対策部自治人權課が電話又はファクシミリによって行う。

ウ 庁内以外の各部への伝達は、イントラ、電話、ファクシミリ、防災行政無線によって行う。

(2) 活動体制への移行

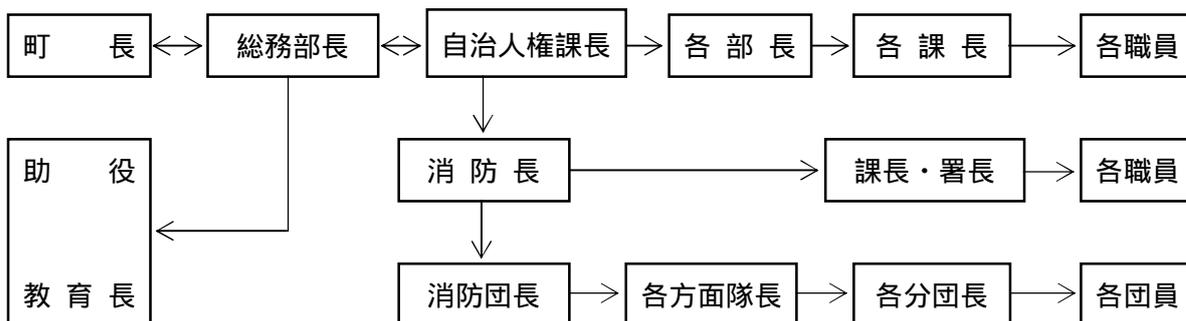
連絡を受けた場合、平常の勤務体制から直ちに災害応急活動体制に切り替える。

4 勤務時間外の動員方法

(1) 連絡体制

ア 電話等の連絡による場合は、当直者が自治人權課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長に連絡する伝達系統によるものとする。

イ 職員が登庁するまでの間、消防本部が窓口となり、情報収集伝達を行い、登庁した職員に順次引継を行う。



(2) 非常招集の方法

ア 担当部課長による非常招集の方法は、電話、携帯電話等によることとする。

イ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。

5 動員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、所属長に参集を報告する。

(2) 各所属長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の職員の参集状況を対策部長に報告する。

(3) 各対策部長は、各所属ごとの参集状況を総務対策部総務課へ報告する。

(4) 総務対策部総務課は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、総務対策部自治人権課を通じて、その状況を速やかに府に報告する。

資料2-1-1 非常招集報告書 参照

6 連絡責任者

各所属の連絡責任者は、所属と町災害対策本部との連絡にあたる。

7 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な編成を行い、正規の編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(1) 被害状況の把握（住民からの情報提供）

(2) 府及び関係機関との連絡調整

(3) 職員の参集状況の把握

(4) 災害対策本部会議等の事前準備

(5) 登庁した職員への引継ぎ

8 人員の確保

(1) 警戒配備及びA号配備の場合

各対策部長は、各対策部の災害警戒活動及び応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、総務対策部総務課に対し、人員の多い配備区分の指令を要請する。

(2) B号配備の場合

各対策部長は、各対策部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、対策部内で配備人員を増員し、その旨を総務対策部総務課へ報告する。

また、状況に応じてB号以上の配備区分の指令を要請する。

(3) C号配備の場合

各対策部長は、各対策部の防災活動遂行において、対策部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務対策部総務課に要請する。この場合、総務対策部総務課は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

9 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務対策部総務課と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束できしだい、直ちに参集しなければならない。

(1) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

(2) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

(3) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

(4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

(5) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合

(6) その他事情により特に所属長がやむを得ないと認めた場合

第5 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、出勤指令時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

勤務時間内に勤務場所に不在の場合、直ちに勤務場所に帰庁する。

2 勤務時間外

非常招集を受けた場合、直ちに勤務場所に参集するものとする。勤務時間外で交通途絶等のため

勤務場所に参集困難な場合においても、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。

第6 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総務対策部自治人權課に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 浸水被害の状況
- (2) 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況
- (3) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (4) がけ崩れ等の土砂災害の状況
- (5) その他必要な状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、府警察（豊能警察署）、消防本部及び消防団に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第7 福利厚生

総務対策部総務課は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、町営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3節 水防活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた水防活動を行う。

《担当部・機関》

建設水道対策部、消防本部、関係機関

第1 水防の責任者

1 水防管理者（町長）

建設水道対策部、消防本部及び消防団は、その他の関係機関と緊密な連絡をとりながら、本町域における水防にあたる。

水防管理者（町長）は、町内の河川・水路の巡視を行い、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、府水防本部、府（池田土木事務所）等の関係機関に通知する。

2 ため池管理者等

町土地改良区及びため池の管理者は、洪水や堰堤の決壊等によって水害が予想される場合は、水防管理者（町長）の指揮のもとに監視通報その他必要な措置を講じる。

第2 情報の収集

1 雨量・水位等の観測通報

水防管理者（町長）、建設水道対策部及び消防本部は、気象予警報、雨量、水位の状況等の把握に努め、相互に通報する。

2 関係機関との連絡

水防管理者（町長）は、常に府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）、関係機関と連絡をとり情報の収集に努める。

第3 予警報とその措置

水防管理者（町長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発表された場合、又は水位が警戒水位に達する等洪水による災害の発生が予想される場合、その他水防上必要があると認める場合は、建設水道対策部、消防本部、消防団及び関係機関の管理者に対し出動の準備又は出動を連絡する。

第4 出動準備及び出動

水防管理者（町長）は、洪水予報等に基づき災害対策本部の配備体制に準じて職員の配置を行う。

1 出動準備

水防管理者（町長）は、河川・水路及びため池の水位が上昇し、洪水の危険が予想される場合、建設水道対策部、消防本部、消防団及び関係機関の管理者に対し出動の準備を連絡する。

2 出 動

水防管理者（町長）は、洪水の危険がある場合、河川・水路及びため池の水位が警戒水位に達した場合、又は堤防の漏水、決壊等の危険がある場合は、建設水道対策部、消防本部、消防団及び関係機関の管理者に対し出動を連絡する。

3 状況の通報

建設水道対策部、消防本部、消防団及び関係機関の管理者は、出動した者から現場の状況等の情報を収集し、逐次、水防管理者（町長）に通報する。

第5 監視及び警戒

1 非常監視及び警戒

建設水道対策部、消防本部及び消防団は、出動命令を受けたときからため池や河川の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側をよく巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、直ちに水防管理者（町長）府（池田土木事務所）府水防本部、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (1) 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- (7) 取入口の閉塞状況
- (8) 流域山崩れの状態
- (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (10) 全水吐及び放水路付近の状態
- (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
- (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

2 警戒区域の設定

水防管理者（町長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁じ、又は制限する。

第6 水防作業

1 施設の操作

建設水道対策部は、町土地改良区等の水門、ため池等の管理者と連絡を密にし、気象等の状況及び水位の変動に応じて門扉等の適正な開閉を行うよう要請する。

また、町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。

2 水防工法

建設水道対策部は、消防本部と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び欠け崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

3 決壊後の措置

水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者（町長）は、直ちにこれを府（池田土木事務所） 府水防本部、ため池管理者、隣接水防管理団体、豊能警察署等に通報するとともに、氾濫による被害の拡大を防止する応急措置を講じる。

第7 住民に対する周知方法

消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合、人心の動揺及び被害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、水防管理者（町長）の指示に基づき水防信号等によって住民及び消防団員に周知徹底する。

1 広報の手段

（1）サイレン信号の吹鳴

（2）広報車の利用による広報

（3）携帯マイク等の利用による広報

2 水防信号

水防法第13条の規定によって定める水防信号は次のとおりとする。

警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号						
第1信号	休 止	休 止	休 止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
				-	休 止	-	休 止	-	休 止
第2信号	-	-	-	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
				-	休 止	-	休 止	-	休 止
第3信号	-	-	-	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
				-	休 止	-	休 止	-	休 止
第4信号	乱 打			約1分		約5秒		約1分	
				-		休 止		-	休 止
1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。									

第1信号：河川で量水標が警戒水位に達し、洪水のおそれがあることを知らせる場合

第2信号：消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせる場合

第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせる場合

第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる場合

3 信号の実施要領

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険が去った場合は、口頭伝達によって周知させること。

第8 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなった場合は水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、府（池田土木事務所）、府水防本部に対してその旨を報告する。

第9 水防報告と水防記録

水防が終結した場合は、建設水道対策部、消防本部、消防団及び関係機関の管理者は遅滞なく次の事項をとりまとめ、町長並びに府（池田土木事務所）に報告する。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出勤及び解散命令の時刻
- 3 消防機構に関する者の出勤の時刻及び人員
- 4 水防作業の状況

- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- 7 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用した場合は、その箇所及び所有者、住所、氏名とその理由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出勤の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導者及び官公吏氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 以後の水防につき考慮を要する点、その他建設水道対策部、消防本部、消防団及び関係機関の管理者の所見
- 18 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じた時は、その場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第4節 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

《担当部・機関》

建設水道対策部

第1 情報収集

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な借置を講じるため、建設水道対策部は情報や状況等の収集に努め、速やかに関係部に連絡し警戒配備に備える。

第2 警戒活動

各危険箇所において防災パトロールを実施し、異常現象の早期発見に努める。

1 警戒活動の基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、地形・地質条件および降雨特性によって異なるが、おおむね次の雨量状況を基準とする。雨量の観測は土石流テレメータ（雨量観測局）により行う。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 第1次警戒体制

(ア) 当日雨量が100mmを越えた場合

(イ) 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmを越えた場合

(ウ) 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmを越えた場合

イ 第2次警戒体制

第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めた場合

(2) 土石流危険渓流

ア 第1次警戒体制（警戒雨量）

当日雨量が127mmを越えた場合

イ 第2次警戒体制（避難雨量）

当日雨量が170mmを越えた場合

(3) 地すべり危険箇所、宅地造成工事規制区域、山地災害危険地区

(1)(2)を参考に、警戒活動を開始する。

2 警戒活動の内容

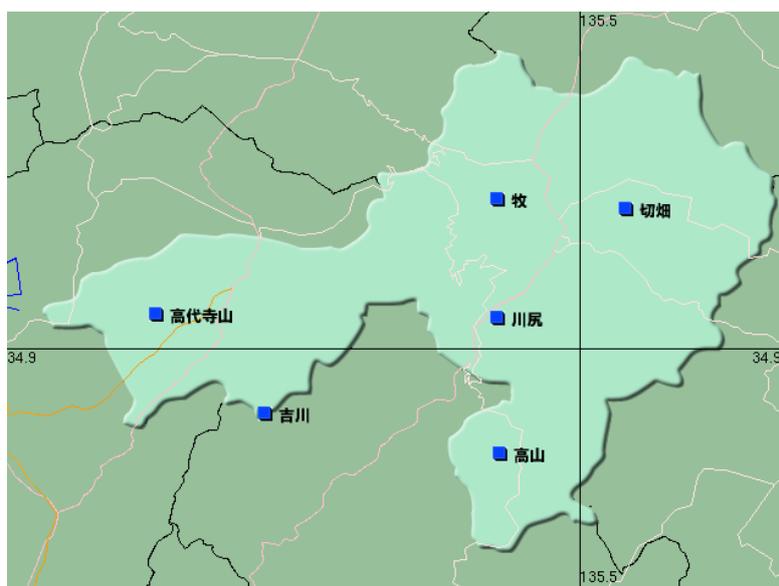
(1) 第1次警戒体制

ア 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

- イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
 - ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- (2) 第2次警戒体制
- ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を実施する。
 - イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

豊能町雨量観測局

観測局名	所在地
牧	大阪府豊能郡豊能町余野952番地の2
切畑	大阪府豊能郡豊能町切畑477番地 町立農村婦人の家
高代寺山	大阪府豊能郡豊能町吉川171番地
吉川	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台5丁目17番地 東ときわ台小学校
川尻	大阪府豊能郡豊能町川尻169番地の7
高山	大阪府豊能郡豊能町高山478番地 旧高山小学校



第3 斜面判定制度の活用

町は、大阪府砂防ボランティア協会との連携によって、斜面判定士による土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

第4 情報交換の徹底

町は、府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）、隣接行政機関（9市3町）、日本道路公団、能勢電鉄、阪急田園バス等の関係機関と、気象観測情報等の交換に努める。

第5節 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風雨によって起こる災害に備えるため、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて警備警戒体制をとる。

《担当部・機関》

建設水道対策部、関係機関

第1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

1 上水道・下水道施設（町、府）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

2 電力供給施設（関西電力株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

3 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- (3) ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

4 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

- (1) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- (3) 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
- (4) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (5) 防災対策用資機材及び工事用車両の準備
- (6) 電気通信設備等に対する必要な防護措置の実施
- (7) その他安全上必要な措置の実施

5 鉄道施設（能勢電鉄株式会社）

- (1) 定められた基準により、車両の緊急停止、運転の見合わせ又は速度制限実施
- (2) 適切な車内放送、駅構内放送の実施
- (3) 安全な場所への避難誘導等

6 バス路線（阪急田園バス株式会社）

- （１）あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- （２）バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

7 道路施設（町、府）

- （１）定められた基準により、通行禁止・制限若しくは速度規制の実施
- （２）迂回、誘導等適切な措置の実施

第2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努めるとともに、次のような活動を実施する。

- 1 電源設備、給排水設備の整備、点検
- 2 中継・連絡回線の確保
- 3 放送設備・空中線の点検
- 4 緊急放送の準備

第6節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

総務対策部、教育対策部、関係機関

第1 避難準備の周知

気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告又は指示を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、避難の準備を周知する。

1 実施者

- (1) 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)は、河川及びため池で警戒水域に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。
- (2) 町長は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域ごとの基準に従い第2次警戒体制をとった場合は、その危険地域の住民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。

2 避難準備の周知の実施要領

避難の準備を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想される場合
伝 達 内 容	勧告者、危険予想地域、避難準備勧告すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝 達 方 法	広報車による伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送の併用

第2 避難の勧告又は指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告又は指示を行う。

1 勧告・指示者

避難の勧告又は指示を行う者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容 (要件)	勧告・指示者	根拠法規
災害全般	住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は避難のための立退きを勧告又は指示する。	町 長	災害対策基本法第60条
	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知 事	災害対策基本法第60条
	町長が避難の指示をできないと認められる場合又は町長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	警 察 官	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。	警 察 官	警察官職務執行法第4条
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると思われる場合は、避難のための立退きを指示する。	知事、その命を受けた府の職員又は水防管理者	水防法第22条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると思われる場合は、避難のための立退きを指示する。	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

2 避難の勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告又は指示を発令する。これらについては、自主防災組織、自治会等の協力を得て、伝達もれがないよう周知徹底をはかる。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(1) 避難勧告

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝 達 内 容	避難対象地域、勧告者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝 達 方 法	広報車による伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。

(2) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝 達 内 容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。

3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 町長が避難勧告又は指示を行った場合

町長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 町長以外が避難勧告又は指示を行った場合

町長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに総務対策部自治人権課に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容 (要件)	設 定 権 者	根 拠 法 規
災 害 全 般	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	町 長	災害対策基本法第63条
	町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、町長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知 事	災害対策基本法第73条
	町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	警 察 官 ()	災害対策基本法第63条
	町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災 害 全 般 (水災を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は 消防団員	消防法 第28条、 第36条
火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長又は 消防署長	消防法 第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警 察 署 長	
洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは 消防機関に属する者	水防法 第14条

() 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 町長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 町長は、府警察(豊能警察署) 消防団の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに警戒区

域の解除を指示する。

第4 避 難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、災害時要援護者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明器具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を携行すること。

2 避難誘導

町長が避難勧告又は指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 避難所への住民の避難誘導

教育対策部生涯学習課は、府警察（豊能警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、医院等における誘導

学校、医院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

3 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、府が示す指針に基づき、町が作成するマニュアルに即して要援護高齢者・障害者等の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 住民の安全のために避難路の確保に努め、夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (3) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期す。
- (4) 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。

第5 避難所の開設等

町長は、災害から住民の安全を確保するため避難勧告・指示を行った場合又は避難を求める住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難所を指定し、住民に周知する。

避難所を指定した場合、教育対策部生涯学習課は、速やかに職員を派遣し避難所を開設する。ただし、急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設管理者に開設を要請する。

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《担当部・機関》

各対策部、関係機関

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発令された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第2 情報の収集・伝達系統

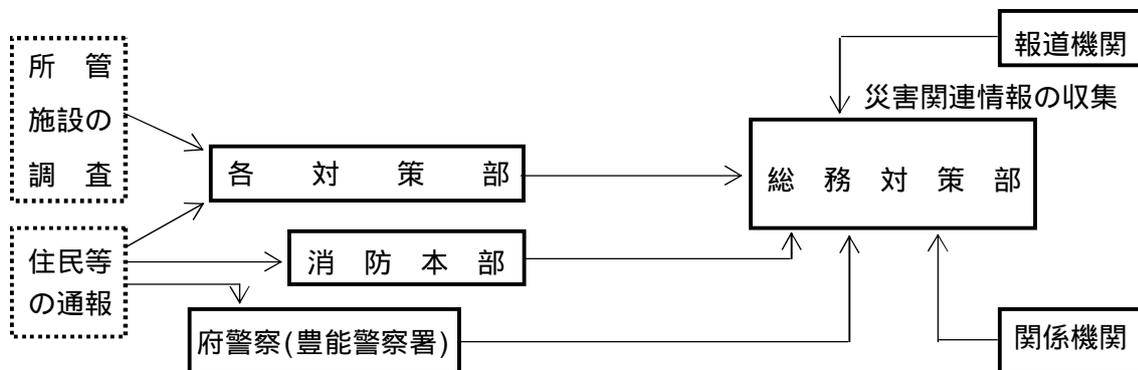
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各対策部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 府防災行政無線、府防災情報システム
- (2) 電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- (3) バイク、自転車をを用いた伝令

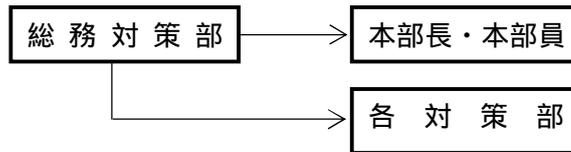
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

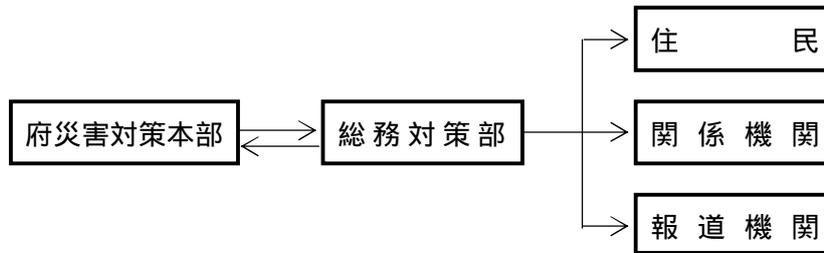


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

各部各課は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務対策部自治人権課に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 冠水等道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
- ウ 公用車の利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務対策部自治人権課は、各部各課からの報告に基づき、被害概況を随時とりまとめる。とりまとめる被害概況は、次のとおりである。

- (1) 人的被害
 - 死者、行方不明者、負傷者の状況
- (2) 建物被害
 - 床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、全焼・半焼の状況
- (3) 公共土木施設等の被害
 - ア 道路、橋梁の状況
 - イ 河川、水路、ため池の状況
 - ウ 土砂災害の状況
 - エ 道路交通、公共交通機関の状況
 - オ ライフラインの状況
- (4) その他
 - ア 消火・人命救助活動の状況
 - イ 医療活動の状況
 - ウ 避難の勧告又は指示、警戒区域の設定の状況
 - エ その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部各課は、自己の課に属する被害状況を把握する。なお、自己の課に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務対策部自治人權課へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他課の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	生活福祉対策部住民保険課
	負傷者の状況	
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	総務対策部財務課
	(上記の応急危険度判定の実施)	建設水道対策部建設課
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)の被害	関係各課
	その他(倉庫、土蔵、車庫、納屋)の被害	総務対策部財務課
その他被害	田畑の被害状況	建設水道対策部建設課
	公立文教施設の被害状況	教育対策部教育総務課、指導課
	医療機関の被害状況	生活福祉対策部子育て健康福祉課
	道路・橋梁の被害状況	建設水道対策部建設課
	河川、水路、ため池の被害状況	
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	
	上水道施設の被害状況	建設水道対策部上下水道課
	下水道施設の被害状況	
	ゴミ処理施設等の被害状況	建設水道対策部環境課
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務対策部自治人権課	

4 リ災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、リ災状況と被害金額を把握する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
リ災状況	リ災世帯数、リ災者数	総務対策部財務課
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育対策部教育総務課、指導課
	農林業施設の被害金額	建設水道対策部農林商工課
	その他公共施設の被害金額	関係各課
	商工の被害金額	建設水道対策部農林商工課

資料2-1-2 被害概況報告書

資料2-1-3 被害状況等報告基準

資料2-1-4 被害認定統一基準 参照

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務対策部自治人権課に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
避難状況	所管施設の避難状況	教育対策部生涯学習課
	避難地、避難所の状況	

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務対策部自治人権課に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の 実施状況	応急給水	建設水道対策部上下水道課
	給食の状況	教育対策部生涯学習課
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	生活福祉対策部子育て健康福祉課
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務対策部自治人権課

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務対策部自治人権課は、各対策部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各対策部や関係機関からの要求に応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務対策部総務課は、府に対して応援要請を行う。

第6 府及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に従い、基本的に府に対して実施する。

1 報告基準

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府において府防災情報システムへの災害登録を行うので、被害など報告すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに府に報告する。なお、府への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行うものとする。

2 府への報告要領

府への報告は、府防災情報システムに入力することによるものとする。ただし、当該システムが故障等原因によって運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）に従い電話、ファクシミリで報告することとする。

3 報告区分及び要領

総務対策部自治人権課は、災害が発生した時点から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次の区分に従い報告するものとする。

(1) 災害概況即報

災害の概況が判明した場合は、随時、第4号様式（その2）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

(2) 被害状況即報

災害概況即報の報告後、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を第4号様式（その1）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲でよい。

(3) 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、終了後速やかに第1号様式「災害確定報告」に掲げる全項目について報告する。

資料2-1-5 第1号様式

資料2-1-6 第4号様式 参照

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

総務対策部自治人権課は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務対策部自治人権課は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務対策部自治人権課は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町村との連絡

府防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務対策部自治人権課は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務対策部自治人権課は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防本部又は豊能警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務対策部自治人権課は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 府警察（豊能警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ 大阪地区非常通信協議会に加入する機関の無線

エ アマチュア無線等

4 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各対策部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

資料2-1-7 通信窓口一覧 参照

第2節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民に対して正確な情報を広報する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《担当部・機関》

総務対策部、関係機関

第1 災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ウ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(2) その後の広報

- ア 被災状況とその後の見通し
- イ 被災者のために講じている施策
- ウ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- エ 医療機関などの生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ 義援物資等の取り扱い
- キ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項
- ク 災害の補償や融資に関すること など

2 広報の方法

- (1) 広報車、携帯マイク等による現場広報
- (2) 広報紙の配布等による広報
- (3) 避難所への職員の派遣による広報
- (4) 自治会等住民組織による広報
- (5) 報道機関による広域報道
- (6) インターネットの活用

3 災害時の広報体制

- (1) 総務対策部まちづくり課は、取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。
- (2) 総務対策部まちづくり課は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。
- (3) 総務対策部まちづくり課は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

4 災害時要援護者への広報

災害時要援護者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

第2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

各対策部からの災害情報の報道依頼は、総務対策部まちづくり課でとりまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する避難勧告等の状況
- (5) 住民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関する事項

第3 広聴活動の実施

災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特別相談窓口を開設する。

2 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関する事。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関する事。
- (3) 町税等の減免、徴収猶予等に関する事。
- (4) 災害時要援護者対策等の福祉に関する事。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関する事。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。
- (7) リ災証明の発行に関する事。
- (8) 上水道・下水道の修理に関する事。
- (9) 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。
- (10) その他生活再建に関する事。

3 実施体制

- (1) 各対策部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙等で住民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

4 要望の処理

- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第4 被災した外国人への支援活動

1 情報の提供

- (1) 被災した外国人に対し、被害の状況、避難勧告・指示等の避難情報、医療救護情報、食料、飲料水、生活必需品等の供給情報等の提供に努める。
- (2) 情報提供の手段として、広報誌・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

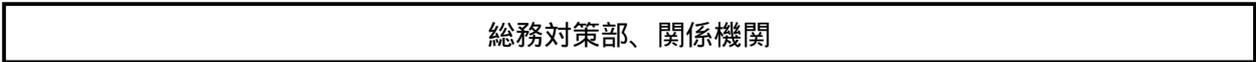
2 支援サービス

町庁舎内に外国人に対する相談窓口を設置するとともに、避難所等において、ボランティアの協力を得て通訳支援等を行う。

第3節 応援の要請・受入れ

住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに関係法令や協定に基づき、府、他の市町村等に応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期す。

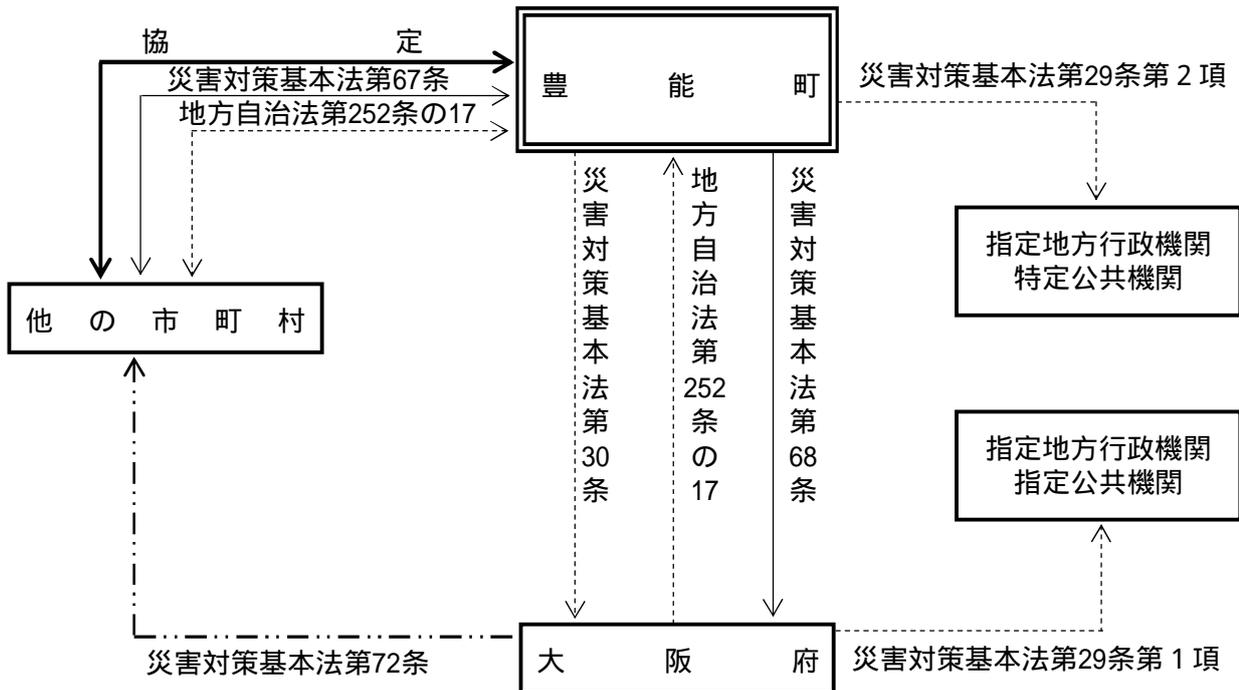
《担当部・機関》



第1 行政機関等への応援の要請・受入れ

各対策部は、あらかじめ定めた事務分掌に従って災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて府及び他の市町村に応援等を要請する。応援の要請及び受入れは総務対策部総務課が実施する。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



- > 全般的な相互応援協力要請
- > 職員の派遣要請、派遣のあっせん要請
- > 応急措置の応援要求
- ...-> 応急措置の応援指示

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、府防災情報システム、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、関係機関に対し職員の派遣を要請する。

(1) 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の都道府県、他の市町村の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

- ア 派遣あっせんに要請する理由
- イ 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

資料2-1-8 府の連絡窓口 参照

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

(4) 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて府警察（豊能警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

消防本部単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第24条の2及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(5) 全国消防長会の措置による応援体制

消防組織法第21条に基づく大規模災害消防応援実施計画によって、直ちに応援要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保をする。

(2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

(3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

(4) 必要に応じて府警察（豊能警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 民間との協力

災害応急対策を実施するにあたり応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、民間団体等の協力によって、万全の体制を期す。

1 協力要請

関係各課は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、赤十字奉仕団、防犯協議会、民生委員・児童委員協議会などの団体等に対し、救助活動の協力要請を行う。

2 協力内容

(1) 地域内の被害状況等の通報

(2) 本部と地域との連絡

(3) 避難誘導及び避難所業務の補助

(4) 救助物資等の配給の補助

(5) 炊出し

(6) 医療救護の協力

(7) その他応急救助実施の協力

災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛庁長官又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知する。その場合には、通知した旨を知事に連絡する。

- (1) 災害の情况及び派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて府警察（豊能警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

- 1 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
- 2 避難の援助
避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3 遭難者等の搜索救助
行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
- 4 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- 5 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
- 6 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
- 7 応急医療、救護及び防疫
応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- 8 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- 9 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- 10 物資の無償貸付又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- 11 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- 12 その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害の応急作業が終了し、自衛隊の救援の必要がなくなった場合、文書によって速やかに知事に対し撤収要請を要求する。

資料2-1-9 自衛隊の災害派遣要請要求書の様式等 参照

第5節 救助対策

住民、自主防災組織、府警察（豊能警察署）等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索等、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

《担当部・機関》

生活福祉対策部、消防本部、関係機関

第1 災害発生状況の把握

消防本部は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第2 人命救助活動

消防本部は、府警察（豊能警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 消防本部は、府警察（豊能警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務対策部総務課を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 府警察（豊能警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

(1) 重傷・重体者の救出を優先する。

(2) 被害拡大の防止を実施する。

(3) 傷病者の救出を実施する。

(4) 救護所への傷病者の搬送を実施する。

(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第3 行方不明者の搜索

生活福祉対策部住民保険課は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索

を実施する。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、府警察（豊能警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。
- 3 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

第4 各機関による連絡会議の設置

消防本部、府、府警察（豊能警察署）及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地域等に連絡会議を設置する。

第5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、消防本部が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、消防本部は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第6節 応急医療対策

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

《担当部・機関》

生活福祉対策部、消防本部、関係機関

第1 医療情報の収集・提供活動

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、消防本部と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、救急医療情報システムや災害医療情報連絡員、ホットライン等で人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 現地医療対策

被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

1 現地医療の確保

(1) 救護所の設置・運営

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置し、運営する。なお、救護所を設置した場合は、その旨の標識を掲示する。

ア 救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合
- c 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した避難所等の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。また、災害発生直後の短期間、必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置する。

イ 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資器材の補給

- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うための当座必要な資器材等を携行する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1人、看護師2人、保健師2人、事務職員2人の計7名で1班を構成し、1班編成とするが、災害の規模等の状況に応じて増班する。

イ 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、池田市医師会に医療救護班の派遣を要請する。さらに、不足する場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

ウ 参集場所

医療救護班の参集場所は、町災害医療センター（町国保診療所）又は保健センターとする。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、町が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

応急救護所においては、応急処置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

医療救護所においては、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

ア トリアージの実施

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災者等の健康管理

カ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）

キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

消防本部は、救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入れ病院の選定

生活福祉対策部子育て健康福祉課との連携のもと、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、消防本部が所有する車両で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、生活福祉対策部住民保険課・高齢障害福祉課が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務対策部総務課は、府に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

町内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(1) 町内の医療機関における医療活動

町災害医療センター（町国保診療所）及び保健センターを中心に町内の医療機関で医療活動を実施する。

(2) 広域の後方医療活動

救護所及び町内拠点病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

第4 医薬品等の調達・確保

生活福祉対策部住民保険課・高齢障害福祉課は、生活福祉対策部子育て健康福祉課と連携のうえ、日本赤十字社大阪府支部、池田市医師会、府薬剤師会及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器

疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第7節 緊急輸送活動

救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《担当部・機関》

総務対策部、建設水道対策部、関係機関

第1 陸上輸送

道路啓開によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

町域において、府警察は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」のうち、国道423号について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

町は、府、府警察（豊能警察署）、道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

ア 道路管理者

(ア) 道路施設の点検

建設水道対策部建設課は、あらかじめ選定した緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(イ) 府への点検結果の報告等

総務対策部は、道路施設点検の結果を府及び府警察（豊能警察署）に報告するとともに、町域に流入するその他の道路の状況について、府から情報を収集する。

(ウ) 緊急交通路の決定

建設水道対策部建設課は、府、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

(エ) 緊急交通路の道路啓開

建設水道対策部建設課は、緊急交通路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

また、府が実施する府道の啓開作業にも協力する。

イ 府警察

府警察は、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を行う。

(ア) 道路の区間規制

必要に応じて緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

(イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、町、道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
北大阪区域	淀川以北の区域

(ウ) 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

資料2-1-13 地域緊急交通路一覧 参照

2 緊急交通路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総務対策部は、使用可能な緊急交通路について、関係各部及び関係機関に連絡する。また、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 住民への周知

総務対策部まちづくり課は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務対策部財務課は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 総務対策部財務課は、町が所有するすべての車両の集中管理を行う(ただし、生活福祉対策部、建設水道対策部上下水道課、建設水道対策部建設課の車両を除く。)

イ 車両が不足する場合は、府との連絡のうえ調達する。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、大阪府知事又は大阪府公安委員会で標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務対策部財務課が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を大阪府知事又は大阪府公

安委員会に提出し、緊急通行車両としての申請を行う。

(3) 車両の運用

ア 総務対策部財務課は、各対策部の要請に基づき使用目的にあわせた適正配車に努める。

イ 総務対策部財務課は、常に配車状況を把握し、各対策部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

資料1-2-23 緊急交通路指定図

資料2-1-12 町有車両一覧

資料2-1-14 緊急通行車両確認証明書等 参照

第2 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 総務対策部は、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートについて、被害状況、緊急交通路の状況等を把握し、開設する臨時ヘリポートを選定する。

(2) 総務対策部は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

(3) 総務対策部自治人権課は、大阪市消防局、府警察（豊能警察署）、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

総務対策部自治人権課は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警察（豊能警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 交通規制

府公安委員会、府警察（豊能警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見した場合若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び府警察（豊能警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1. 道路の破損、欠壊その他の理由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため、緊急の必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1条
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2 道路管理者による交通規制

府警察（豊能警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

（1）町の管理道路

道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

（2）府の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

3 府公安委員会、府警察（豊能警察署）による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、総務対策部総務課を通じて府公安委員会、府警察（豊能警察署）に対して交通規制の実施を要請する。

（1）人命救助、避難路確保等のための交通規制

災害発生直後において、人命救助等のために必要があると認める場合は、被災場所、被災地の状況、道路の被害程度等を考慮して、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両（緊急自動車及び政令で定める車両）以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

（2）緊急交通路確保のための交通規制等

災害応急対策を実施するための人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要があると認める場合は、選定された緊急交通路について緊急通行車両（緊急自動車及び政令で定める車両）以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

また、被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制ぎょ等の交通管制

を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の円滑な通行のため、同様の措置を講じる。

5 相互連絡

総務対策部自治人権課は、府（池田土木事務所）、府警察（豊能警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 交通規制の標識等の設置

道路管理者、府公安委員会及び府警察（豊能警察署）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7 広 報

総務対策部まちづくり課は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、府警察（豊能警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

第 8 節 公共土木施設等建築物応急対策

洪水、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講じる状況を速やかに把握するとともに、応急措置を実施する。

《担当部・機関》

建設水道対策部、消防本部、関係機関

第 1 公共土木施設等

洪水、土砂災害などによる被害の拡大を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

建設水道対策部建設課は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

冠水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務対策部総務課を通じて府（池田土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務対策部総務課を通じて府（池田土木事務所）に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池

建設水道対策部建設課は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務対策部総務課を通じて当該施設管理者

(府池田土木事務所、ため池管理者)及び府(北部農と緑の総合事務所)に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務対策部総務課を通じて府に対し応援を要請する。

3 土砂災害危険箇所等

建設水道対策部建設課は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

危険箇所等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。なお、土砂災害危険箇所等の点検において、必要と認められる場合は府に斜面判定士の派遣を要請して危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務対策部総務課を通じて府(池田土木事務所)、府警察(豊能警察署)、近隣市町、能勢電鉄、阪急田園バスなどの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、町及び府は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

(5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を府(池田土木事務所、総務部危機管理室)に対して行う。府(池田土木事務所)へは、次の様式によって報告を行う。

・様式(地すべり、急傾斜地災害報告)

・様式(土石流災害報告)

(6) 応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務対策部総務課を通じて府に対し応援を要請する。

資料2-1-10 地すべり、急傾斜地災害報告

資料2-1-11 土石流災害報告 参照

第2 公共建築物等

各対策部は、所管公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急措置を講じるとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

また、総務対策部は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

第3 被災宅地

二次災害防止のため、建設水道対策部建設課は、宅地等の被害状況を早期に把握するとともに、被害概況等に基づき、府とともに被災宅地の危険度判定を実施する。

1 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (2) 被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

2 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

3 判定結果の周知

判定結果については、宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第9節 ライフライン・放送の確保

ライフライン・放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

また、災害によって途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《担当部・機関》

総務対策部、建設水道対策部、関係機関

第1 被害状況の報告

- 1 建設水道対策部上下水道課は、災害が発生した場合には、速やかに所管施設 設備の被害状況を調査し、総務対策部自治人権課に報告する。総務対策部自治人権課は、被害が生じた場合、府に報告する。
- 2 関西電力株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、総務対策部自治人権課及び府に報告する。

第2 各事業者における対応

1 上水道施設（町）

（1）応急措置

建設水道対策部上下水道課は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、総務対策部自治人権課に報告する。

また、必要に応じ総務対策部自治人権課を通じて、府、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報するとともに、総務対策部まちづくり課と連携して、付近住民に周知する。

（2）応急給水及び復旧

ア 建設水道対策部上下水道課は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 建設水道対策部上下水道課は、給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 建設水道対策部上下水道課は、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。

エ 建設水道対策部上下水道課は、被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道及び関連業者に応援を要請する。

（3）広報

建設水道対策部上下水道課は、総務対策部まちづくり課を通じて、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に

伝達し、広報する。

2 下水道施設（町）

（1）応急措置

建設水道対策部上下水道課は、応急措置を講じる。

ア 停電等によってポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障がないよう応急措置を講じる。

ウ 被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、総務対策部自治人権課に報告する。

また、必要に応じ総務対策部自治人権課を通じて、府、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報するとともに、総務対策部まちづくり課を通じて、付近住民に周知する。

（2）応急復旧

建設水道対策部上下水道課は、応急復旧を実施する。

ア 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

イ 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

ウ 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者に応援を要請する。

（3）広報

建設水道対策部上下水道課は、総務対策部まちづくり課を通じて、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

3 電力供給施設（関西電力株式会社）

（1）応急措置

電力需要の実態にかんがみ、災害発生時においても原則として送電を継続するが、災害の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合又は消防本部、府、府警察（豊能警察署）から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。この場合、総務対策部自治人権課、府、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報するとともに、付近住民に周知する。

（2）応急供給及び復旧

ア 被害状況によっては、他の電力事業者との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。

ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他の電力事業者に応援を要請する。

エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

（3）広報

ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

関西電力株式会社の連絡先

名 称	連絡窓口	所 在 地	電話番号
関西電力(株)	池田営業所	池田市上池田1-1-16	072-752-5070

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者に応援を要請する。
- エ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏えい時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

大阪ガス株式会社の連絡先

名 称	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号
大阪ガス(株) 導管事業部兵庫導管部	保安指令センター	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-7777

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講じるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(2) 通信の確保及び応急復旧

- ア 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- イ 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ウ 必要と認める場合は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- エ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社

会不安の解消に努める。

西日本電信電話株式会社の連絡先

名 称	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号
N T T 大阪支店	豊中営業所	豊中市北桜塚1-4-1	113

6 放送（日本放送協会、一般放送事業者）

日本放送協会及び一般放送事業者は、次の対策を講じる。

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第10節 交通の確保

鉄道及び道路管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

《担当部・機関》

建設水道対策部、関係機関

第1 交通の安全確保

鉄道及び道路施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じる。

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を総務対策部自治人権課又は府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄道施設（能勢電鉄株式会社）

鉄道施設の管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア あらかじめ定めた基準に基づき、車両の緊急停止、運転の見合わせ又は、速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) バス路線（阪急田園バス株式会社）

ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

ウ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、府警察（豊能警察署）に通報し、出動を要請する。

(3) 道路施設（町、府）

建設水道対策部建設課及びその他の道路管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止又は制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防本部、府警察（豊能警察署）に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

第2 交通の機能確保

鉄道及び道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設(能勢電鉄株式会社)

鉄道施設の管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の輸送関係機関による代替輸送等の手段を講じる。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(2) 道路施設(町、府)

建設水道対策部建設課及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第11節 農林関係応急対策

災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

また、二次災害が発生するおそれがある場合には、農林畜産施設の被害発生を防ぎ、又は被害の拡大の防止に努める。

《担当部・機関》

建設水道対策部、関係機関

第1 農林業用施設

建設水道対策部農林商工課、町土地改良区等は、農林業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- 1 建設水道対策部農林商工課は、農林業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。
- 2 町土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物

1 災害対策技術の指導

建設水道対策部農林商工課は、府及び大阪北部農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、食とみどりの総合技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

建設水道対策部農林商工課は、必要に応じて、府に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんでんを依頼し、その確保を図る。

3 病虫害の防除

建設水道対策部農林商工課は、府、府病虫害防除所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

第3 畜産

建設水道対策部農林商工課は、府北部家畜保健衛生所との協力のもと、家畜管理についての技術指

導を行うなど家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜被害の未然防止に努める。

- 1 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- 2 一般の疾病の対策については、獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- 3 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定によって実施する。
なお、消毒薬品は、府の負担によって確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- 4 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

第4 林産物

建設水道対策部農林商工課は、府、森林組合との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第12節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

《担当部・機関》

総務対策部、関係機関

第1 災害救助法の適用基準

人口が15,000人以上30,000人未満に該当する本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- 1 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、50世帯以上の場合
- 2 府域の滅失世帯数が2,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が25世帯以上の場合
- 3 府域の滅失世帯数が12,000世帯以上であって、町域の滅失世帯数が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、町域の滅失世帯が多数である場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

全壊（全焼・流失）世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半壊（半焼）等著しく損傷した世帯	2世帯	=	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な世帯	3世帯	=	滅失世帯	1世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 適用申請手続

- (1) 町長は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、町長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処置
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により町長が行う事務のほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示すとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のある場合は、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料2-1-15 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 参照

第13節 避難所の開設・管理

災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設する。

《担当部・機関》

総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、関係機関

第1 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

災害が発生し、多数の避難者が予想される場合又は避難の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて避難所を開設する。

2 避難収容の対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 避難所の開設方法

教育対策部生涯学習課は、速やかに職員を派遣し避難所を開設する。ただし、急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、当該施設管理者に開設を要請する。

4 関係機関への通知

総務対策部自治人権課は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

第2 避難所の管理・運営

教育対策部は、施設管理者の協力を得て、避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

2 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。なお、ボランティアについては、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営に協力する。

3 避難所の管理

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数を総務対策部自治人権課に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 相談窓口の設置

避難者の不安感等を解消するため、避難所内に相談窓口を設置する。

(4) 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を掲示する。

(5) 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施など生活環境の整備に努める。

(6) 災害時要援護者への配慮

ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を総務対策部総務課を通じて生活福祉対策部住民保険課・高齢障害福祉課に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

エ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について建設水道対策部環境課と協議のうえ、協定業者等に要請する。

オ 生活福祉対策部子育て健康福祉課は、必要に応じて福祉避難所への移送及び老人福祉施設、病院等への緊急一時入所、被災地域外への移送を行う。

第3 避難者の移送

被災地域が広域にわたり、避難所が使用できない場合若しくは避難所に収容しきれなくなった場合又は避難者の生命、身体を守るため他の地域に移送する必要がある、町のみで対処できない場合には、知事に要請し府警察（豊能警察署）又は自衛隊の協力を得て、避難者を移送する。

この場合、管理者を定め、移送先へ派遣するとともに、移送にあたっては、引率者を移送車両に添乗させる。

第4 避難所の解消及び集約

施設の本来機能を回復するため、災害が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- 1 総務対策部自治人權課は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- 2 管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を総務対策部自治人權課に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- 3 避難所を閉鎖した場合は、その都度知事に報告する。

資料2-1-16 避難所収容者名簿等 参照

第14節 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

《担当部・機関》

総務対策部、建設水道対策部、教育対策部

第1 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 情報の収集

建設水道対策部上下水道課は、災害発生後、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 浄水場、受水池、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

建設水道対策部上下水道課は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、水道水の安全確認後、応急給水を実施する。

(1) 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

(2) 給水方法

ア 給水拠点における給水

浄水場、配水池等を給水拠点として、給水を実施する。

イ 給水車による給水

避難所、医院、学校等で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、浄水場、配水池等が被災した場合は、飲料水用耐震性貯水槽や耐震性プールを設置している学校等のろ過水を活用し、給水車等を給水拠点として給水を実施する。

ウ トラックによる給水

避難所、医院、診療所等で水槽を備えていない場所、小規模の避難所等については、ポリエチレン容器等による給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、応急給水栓の設置を行い、給水を実施する。

オ 学校等のプールの活用

浄水場、配水池等の被災等により飲料水が不足する場合は、浄水機を活用し学校等のプール

の水を利用する。

カ パック水・缶詰水の配布

キ 給水用資機材の調達

必要により給水用資機材を調達する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

3 広 報

建設水道対策部上下水道課は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手 段

ア 広報車

イ 広報紙

ウ 報道機関(テレビ、新聞、ラジオ等)

エ 自治会

オ インターネット(ホームページ)

(2) 広報内容

ア 給水時間及び給水場所

イ 断水の解消見込み

ウ 水の使用上の注意点

エ その他必要な情報

4 応援要請

町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、建設水道対策部上下水道課は、総務対策部総務課を通じて他の市町村等に応援を要請する。

第2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

1 食料供給の対象者

(1) 避難所に収容された者

(2) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(3) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

2 必要量の把握

総務対策部財務課は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必

要量も算定し、供給計画を作成する。

3 食料の確保

総務対策部財務課は、供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

(1) 備蓄食料

町及び府が保有する災害用備蓄物資。

(2) 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、総務対策部総務課を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）に応援要請した場合は、府に報告する。

4 供給方法

教育対策部生涯学習課は、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食料を供給する。なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

5 炊き出しの実施

教育対策部生涯学習課は、必要に応じて炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所内の住民組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ、受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所など適当な場所において実施する。なお、調理施設がない又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

第3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

(1) 被服、寝具及び身のまわり品

(2) タオル、石鹸等の日用品

(3) ほ乳瓶

- (4) 衛生用品
- (5) 炊事道具、食器類
- (6) 光熱用品
- (7) 医薬品等
- (8) 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

3 必要量の把握

総務対策部財務課は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

4 生活必需品の確保

総務対策部財務課は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

町及び府が保有する災害用備蓄物資は、資料2-1-17のとおりである。

(2) 調達品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務対策部総務課を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

5 供給方法

教育対策部生涯学習課は、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

資料2-1-17 防災品並びに備蓄品一覧 参照

第15節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

生活福祉対策部、建設水道対策部、関係機関

第1 防疫活動

建設水道対策部環境課は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 消毒措置の実施（感染症新法第27条）

府の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症新法第28条）

府の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種（予防接種法第6条）

府の指示により、生活福祉対策部子育て健康福祉課は、臨時に予防接種を実施する。

4 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。町は、池田保健所、池田市医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。町は、この実施に際して協力する。

5 衛生教育及び広報活動

府の指示、指導に基づき感染症の予防のため、住民に対して適切な衛生教育及び広報活動を実施する。

6 避難所等の防疫指導

府の指示、指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

7 薬品の調達、確保

建設水道対策部環境課は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 応援要請

町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総務対策部総務課を通じ府に協力を要請する。

9 その他

感染症新法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

10 報 告

府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

11 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務対策部自治人権課及び府に提出する。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）痘瘡（天然痘）

二類感染症：腸チフス、パラチフス、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、急性灰白髄炎（ポリオ）

三類感染症：腸管出血性大腸菌感染症

第2 食品衛生管理

建設水道対策部環境課は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、府が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

府は、食中毒の防止に万全を期す。

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所その他の臨時給食施設において、食品衛生監視員による食品の取り扱い状況、容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 被災した食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- (4) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (5) 飲料水の衛生監視、検査
- (6) その他食品に起因する危害発生の排除

2 食中毒発生時の対応方法

建設水道対策部環境課は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 健康相談等

府と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。

また、必要に応じて池田市医師会の協力のもと、健康診断を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要援護高齢者、障害者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要援護高齢者、障害者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第16節 福祉活動

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《担当部・機関》

生活福祉対策部

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握

生活福祉対策部高齢障害福祉課は、要援護高齢者、障害者等の安否確認並びに被災状況及び福祉ニーズの把握に努める。

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 府が示す指針に基づき、町が作成するマニュアルに即して、民生委員、児童委員、地域住民、町社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護乳幼児等の早期発見、保護に努める。

(2) 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

生活福祉対策部高齢障害福祉課は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 被災した要援護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

被災により居宅、避難所等では生活ができない要援護高齢者、障害者等については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への移送及び社会福祉施設への緊急一時入所

の措置を迅速かつ的確に実施する。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障害者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

4 広域支援体制の確立

総務対策部自治人権課は、要援護高齢者、障害者等に対する被災状況等の情報を府に連絡する。

府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第17節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《担当部・機関》

総務対策部、建設水道対策部、関係機関

第1 住民への呼びかけ

総務対策部まちづくり課は各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

府警察（豊能警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

- 1 府警察（豊能警察署）は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。
- 2 自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

建設水道対策部農林商工課は、物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

1 物価の把握

（1）物価把握

住民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

（2）府への要請

総務対策部自治人権課を通じ府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第18節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、高齢者、障害者を優先する。

《担当部・機関》

総務対策部、建設水道対策部

第1 住家等被災判定の実施

流失や床上浸水といった住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

1 判定会議

(1) 役割

総務対策部財務課は、建設水道対策部建設課の協力を得て判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制及び調査方法並びに判定の方針を定める。

(2) 構成員

総務対策部財務課、建設水道対策部建設課のうち指名された者

2 現地調査の実施

(1) 第一次調査

町内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

(2) 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査を実施する。

3 調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期す。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

4 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、資料2-1-18 住家等被害の認定統一基準のとおりである。

資料2-1-18 住家等被害の認定統一基準 参照

第2 住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

1 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

建設水道対策部建設課は、協定業者等の協力のもと、除去作業を実施する。

3 除去の範囲

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

4 応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務対策部総務課を通じ府へ応援を要請する。

第3 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における被災住宅の応急修理は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力をもってしては応急修理ができない者

3 修理作業

建設水道対策部建設課は、府のあっせんする建設業者が実施する修理作業に協力する。

4 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

5 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

る。

第4 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自ら確保できない者

3 応急仮設住宅建設用地

建設水道対策部建設課は、総務対策部自治人權課と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

4 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の管理

教育対策部は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

6 その他

(1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第5 公営住宅等への一時入居

建設水道対策部建設課は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、町営住宅等の空き家への一時入居措置を講じる。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

建設水道対策部建設課は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、府と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第19節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《担当部・機関》

教育対策部

第1 校園の応急対策

教育対策部は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- 1 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- 2 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園又は公民館、寺院その他適当な公共施設を利用する。
- 3 普通教室が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお、授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- 4 校園が避難所等に利用され、校園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

第2 応急教育の実施

教育対策部教育総務課・指導課は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

- (1) 学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは町教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
 - ア 校園舎が避難所として利用されている場合の町との協議
 - イ 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
- (2) 災害によって施設が損傷若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、り災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分に従って応急教育を実施する。

- ア 臨時休校
- イ 短縮授業
- ウ 二部授業
- エ 複式授業
- オ 上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できる限り速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

3 教職員体制の確立

教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の被害状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。

- (1) 各学校園の教職員の出勤状況に応じて、当該学校園長と連絡・調整を図りながら、応急教育に必要な教職員体制の確立を図る。
- (2) 府教育委員会と速やかに調整を図り、必要な措置を講じる。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

園児・児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

第3 学校給食の措置

町内の各学校は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、速やかに教育対策部教育総務課・指導課に報告し協議のうえ、給食実施の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。

なお、教育対策部教育総務課・指導課は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

- 1 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- 2 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に注意のうえ、実施すること。

第4 就学援助等

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 就学援助等に関する措置

教育対策部教育総務課・指導課は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

教育対策部教育総務課・指導課は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第5 園児・児童・生徒の健康管理等

教育対策部教育総務課・指導課は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、池田保健所等と連携して臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財対策

教育対策部生涯学習課は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。また、府教育委員会との協議に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

第20節 遺体の収容・処理及び埋火葬

府警察（豊能警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

生活福祉対策部、建設水道対策部、関係機関

第1 遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに府警察（豊能警察署）に連絡する。
- (2) 府警察（豊能警察署）は、遺体検視（見分）その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は建設水道対策部環境課）に引き渡す。

2 遺体の収容

建設水道対策部環境課は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

(1) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、町内寺院等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

(2) 収 容

警察官の検視（見分）及び医師の検案を終えた遺体は、生活福祉対策部子育て健康福祉課及び府警察（豊能警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。ただし、現場の状況等によって現場での検視（見分）、検案が困難な場合は、遺体収容所において行うものとする。

第2 遺体の処理

建設水道対策部環境課は、遺族において対応が困難若しくは不可能な場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存

(2) 資機材等や車両の調達

- ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画に従って速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務対策部総務課を通じて府に応援を要請するほか、

葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえで納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元不明の遺体については、府警察（豊能警察署）その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引取り

ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、地震発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の処理を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

(1) 遺体処理台帳

(2) 遺体処理支出関係書類

第3 遺体の埋火葬

建設水道対策部環境課は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

(1) 対象者は、災害の際に死亡した者とする。

(2) 町内の火葬場（野間口）で対応できない場合は、総務対策部総務課を通じて府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

(3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務対策部財務課が確保する。

(4) 身元が判明しない遺体は、町長の判断に基づき建設水道対策部環境課によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明しだい引き渡す。

(5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

2 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、地震発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の埋火葬を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 埋葬・火葬台帳
- (2) 埋葬・火葬支出関係書類

第4 府への応援要請

総務対策部総務課は、自ら遺体の処理、埋火葬が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第21節 廃棄物の処理

し尿、ゴミ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《担当部・機関》

建設水道対策部、関係機関

第1 し尿処理

建設水道対策部環境課は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘察し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5か所/1,000世帯

仮設トイレ設置台数：1台/100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務対策部総務課を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り、消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等を要請する。

4 処 理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確定する。

5 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務対策部総務課を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第2 ゴミ処理

建設水道対策部環境課は、被災地域の衛生状態の保持のため、ゴミの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

ゴミ処理に必要な情報を把握する。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるゴミの収集処理見込み量を把握する。
- (2) 町のゴミを受け入れるゴミ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。

2 ゴミ処理対策

災害にともない発生したゴミを、なるべく早く収集・処分するよう努める。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

3 ゴミ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いゴミは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (2) ゴミの分別は可燃ゴミ、大型複雑ゴミ、小型複雑ゴミ、資源ゴミ、有害ゴミの5区分とする。

4 処 理

- (1) 処理施設での処理能力を上回る大量ゴミが発生した場合は、周辺の環境に留意し、建設水道対策部建設課と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として利用する。

(2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

5 応援要請

町単独でゴミの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務対策部総務課を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第3 がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

(1) がれきの発生量を把握する。

(2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 住宅関連のがれき処理

建設水道対策部建設課は、住宅障害物の除去、被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生したがれきを、速やかに処理する。

3 公共施設上のがれき処理

(1) 主要道路上のがれき処理

建設水道対策部建設課は、道路の巡視を行い、通行に支障をきたしているがれきを除去・処理する。

(2) 河川関係のがれき処理

建設水道対策部建設課は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

(3) 鉄軌道上のがれきの処理

鉄道施設管理者は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

4 がれき処理上の留意事項

建設水道対策部建設課及び関係機関は、がれきの処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

(1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

(2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(3) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(4) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。

5 除去したがれきの処理

- (1) 多量のがれきが発生した場合は、建設水道対策部環境課と調整のうえ、公共地等を臨時集積地として選定する。
- (2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。
- (3) 可燃物で再使用不能のものは、建設水道対策部環境課において焼却する。
- (4) 臨時集積地に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

6 応援要請

建設水道対策部環境課は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務対策部総務課を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第4 死亡・放浪動物対策

建設水道対策部環境課は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

1 初期対応

死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡動物の処理

- (1) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。
- (2) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

3 放浪動物の対策

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の収容・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策

建設水道対策部環境課は、被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

被災によって有害物質が漏えいした場合は、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査について、その都度国、府、関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉塵飛散防止対策

建設水道対策部建設課と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

(ア) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。

(イ) 事前に除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。

(ウ) 使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施のうえで作業を行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

(3) がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第22節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《担当部・機関》

総務対策部、生活福祉対策部、教育対策部、関係機関

第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部は、次のような活動が円滑にできるよう適切に対処する。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 要援護高齢者・障害者などの介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要援護高齢者・障害者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

(2) 受入れ窓口の開設

生活福祉対策部高齢障害福祉課は町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

生活福祉対策部高齢障害福祉課は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

生活福祉対策部高齢障害福祉課は、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保 管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配 分

ア 義援金の配分については、配分方法、伝達方法等を協議のうえ、配分計画を作成する。

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

生活福祉対策部子育て健康福祉課は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

(ア) 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること

(イ) 複数の品目を梱包しないこと

(ウ) 腐敗する食料は避けること

(2) 保 管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については災害時要援護者を優先して実施する。

(4) 救援物資の搬送

ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、生活福祉対策部住民保険課・高齢障害福祉課が一般ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

日本郵政公社大阪中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵政事業庁長官が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資を内容とする郵便物（現金書留及び小包）の料金は免除される。

(2) 府及び町等の申請により、郵政事業庁長官が指定するものは、郵便振替による被災者援護のた

めの寄附金送金の料金は免除される。

- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

総務対策部総務課は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

- (1) 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地域のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保